

えっ!?! 月々の掛金が 900円なん!?!

1人につき

少ない掛金なのに大きい保障やな!!

※年齢や職種に関係なく掛金是一律です

詳細は裏面やに～



すこやか共済

加入年齢

満6歳から
満79歳まで
ご加入いただけます

※満80歳になって最初に
迎える満期応答日まで保障
は継続されます

保障

業務上、業務外を
問わず保障は
24時間365日
が対象です

入院保障

日帰り入院から
お支払い対象です

通院保障

1回だけの通院でも
お支払い対象です

保障内容

※年齢群により保障が変わります。
※病気による保障はございません。

6歳～64歳

65歳～79歳

傷害死亡・高度障害（事故の日から180日以内）	1,000,000円	1,000,000円
後遺障害（事故の日から180日以内）	500,000円～20,000円	500,000円～20,000円
傷害による入院（事故の日から1年以内120日限度）	日額 4,000円	日額 2,000円
傷害による通院（事故の日から1年以内90日限度）	日額 2,000円	日額 1,000円
長期入院一時金（連続して30日以上入院）	100,000円	100,000円
退院祝金（5日以上継続入院後、退院）	20,000円	20,000円

●●●●● 共済金はこんな時にお支払いします ●●●●●

お支払事例

作業中に足場から転落し、右足の骨折と全身を打撲した。

●右足骨折と全身打撲により40日間入院し、退院後10日間通院した。

6歳～64歳の場合

- 入院共済金…4,000円×40日間＝160,000円
- 通院共済金…2,000円×10日間＝20,000円
- 長期入院一時金…100,000円
- 退院祝金…20,000円

合計 300,000円をお支払いいたします。

65歳～79歳の場合

- 入院共済金…2,000円×40日間＝80,000円
- 通院共済金…1,000円×10日間＝10,000円
- 長期入院一時金…100,000円
- 退院祝金…20,000円

合計 210,000円をお支払いいたします。

■お申し込み手続きと重要な事項

- お申し込み手続きは簡単です。
ご加入のお申込みは、所定の申込書に必要事項をご記入、ご押印の上、取扱代理所へお申込みください。
- ご契約はキャッシュレスで、お申込み翌月26日に2ヶ月分＋出資金100円（組合員資格のある方で初めてご加入される場合）を指定口座より振替いたします。
- 2回目以降の共済掛金は、毎月26日（1ヶ月分）に預金口座より振替いたします。
- 保障開始はお申込日の翌日午前0時からです。
- 法人が役員、従業員全員を契約する場合、掛金は損金処理ができます。また、個人事業主の方が従業員全員を契約する場合、掛金は必要経費として処理することができます。
- ご契約の際、重要事項説明書をお渡ししています。重要事項説明書では個人情報の取扱、ご契約時、ご契約後、事故時などの重要な事項について説明をさせていただいておりますので、ご一読の上、お申込みください。
- クーリングオフについて
クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）は共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。すこやか共済は、共済期間が1年となっておりますのでクーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

■ご加入いただけない方

〈申込日現在、申込書記載の職業（危険職種）に従事している方〉

危険職種は主に次に掲げるものをいいます。

- 1.自動車、自転車、モーターボート等の競争選手
- 2.テストドライバー、テストライダー、テストパイロット等の職業従事者
- 3.プロレスラー、プロボクサー、力士等の職業従事者
- 4.船舶乗組員、漁夫、船頭その他船舶に搭乗することを職務とする方
- 5.坑内夫、隧道内の作業に従事する方
- 6.スタントマン、かるわぎ師、その他これらに類する方
- 7.潜水、潜函、サルベージ等に従事する方

■共済金のお支払いについて

下記に該当の方は共済金をお支払いできません。

- 1.第1回目の口座引落ができなかった場合は、契約は無効となり、再度契約のやり直しが必要となります
- 2.契約申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、又は加入が無効もしくは解除されたとき
- 3.共済金受取人又は被共済者の故意による場合並びに犯罪行為、刑の執行又は拘留もしくは入監中に生じた事故の場合
- 4.戦争、変乱等によるとき
- 5.自殺によるとき
- 6.原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」、 「頸椎捻挫」）又は腰痛で他覚症状のないもの

取扱代理所

三重県四日市市楠町南五味塚60番地

楠町商工会

TEL 059-397-2046 FAX 059-397-6046

※このパンフレットはすこやか共済の概要を説明したものです。

みえ共済 三重県中小企業共済協同組合

- 本部・津営業所／〒514-0004 津市栄町1丁目891（三重県合同ビル3F）
TEL (059) 228-7128・FAX (059) 225-9226
- 四日市営業所／〒510-0085 四日市市諏訪町2-5（四日市商工会議所4F）
TEL (059) 353-0810・FAX (059) 352-8276
- 東紀州営業所／〒519-3611 尾鷲市朝日町14-45（尾鷲商工会議所4F）
TEL (0597) 23-2949・FAX (0597) 23-2952